



ニュースリリース 平成 27年 2月 5日

## 古河市との定住促進に関する包括連携協定の締結、 および定住促進に係る連携ローンの取扱い開始について



常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、古河市と定住促進に関する包括連携協定を締結し、協定にもとづく取組みとして「古河市定住促進住宅ローン（基本プラン）」など4商品の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

圏央道の整備進展に伴って沿線地域には、大手企業やその関連企業等の進出が相次いでおり、今後もさまざまな企業が立地すると予想されています。本件は、当行と古河市が相互に連携し、進出企業の従業員をはじめとする若者・子育て世帯の定住促進に積極的に取組んでいくものです。

当行は、今後とも、地域の課題解決に積極的に取組み、地域社会・地域経済の発展に貢献してまいります。

### 記

#### 1. 協定締結日

2月5日（木）

#### 2. 連携事項

- ・古河市が実施する定住促進の事業展開に関する事項
- ・その他本協定の目的を達成するために必要と認める事項

#### 3. 定住促進に係る連携ローンの概要

##### （1）取扱い開始日

4月1日（水）

##### （2）商品名

- ・古河市定住促進住宅ローン（基本プラン）
- ・古河市定住促進住宅ローン（リフォーム一体型プラン）
- ・古河市定住促進リフォームローン
- ・古河市定住促進ローン（住み替えプラン）

※商品内容の詳細は別紙をご参照ください。

##### （3）取扱店

古河市内店、古河ローンプラザ

## 1. 連携ローンの詳細

(別紙)

### (1) 古河市定住促進住宅ローン（基本プラン）

転入者に対する市の助成制度と当行の住宅ローンを組み合わせ、市内における住宅取得を支援するローンです。金利は、店頭金利から全期間△1.6%の金利を適用いたします。

名 称	古河市定住促進住宅ローン（基本プラン）
借主資格	古河市内に住宅（新築・中古）を取得し、古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業の適用が受けられる方
融資金額	最大1億円
融資期間	最長35年
融資利率	店頭金利から全期間△1.6%の金利を適用
担 保	融資対象物件に第一順位の抵当権を設定
市の制度	古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業 〔対象者〕 ① H27. 1. 1 から H29. 12. 31 までに住宅を新築又は取得 ② H24. 1. 1 以後に転入（再転入は、転出後1年以上経過） ③ 本人もしくはその配偶者が39歳以下又は15歳以下の者を養育 〔奨励金の額〕 ① 転入者住宅取得奨励金 取得等するとき 40万円 ② 市内業者施工奨励金 市内業者が建築する住宅を取得等するとき、または中古住宅を取得等する場合において市内業者がリフォーム工事を行うとき 10万円 ③ 区画整理事業保留地取得奨励金 古河駅東部土地区画整理事業地内の保留地を購入し、当該保留地に新築するとき 50万円
そ の 他	当住宅ローンをご利用の方は、その取扱い期間中、無担保ローンを特別金利でご利用いただけます。 ・ リフォームローン（無担保）…店頭金利から△1.2%割引 ・ 教育ローン…店頭金利から△1.5%割引 ・ マイカーローン…店頭金利から△2.475%割引

## (2) 古河市定住促進住宅ローン（リフォーム一体型プラン）

中古住宅を購入し、同時に大規模なリフォーム・リノベーションを行うといったニーズにお応えするため、住宅取得資金とリフォーム工事費用を一体で借入れすることができるローンと、市の助成制度を組み合わせたローンです。

名 称	古河市定住促進住宅ローン（リフォーム一体型プラン）
借 主 資 格	古河市内に中古住宅を取得し、古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業の適用が受けられる方 中古住宅の取得と同時にリフォームを実施する方（見積書等で内容確認が必要）
融 資 金 額	最大 1 億円
融 資 期 間	最長 35 年
融 資 利 率	店頭金利から全期間△1.6%の金利を適用
担 保	融資対象物件に第一順位の抵当権を設定
市 の 制 度	古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業 〔対象者〕 ① H27. 1. 1 から H29. 12. 31 までに住宅を新築又は取得 ② H24. 1. 1 以後に転入（再転入は、転出後 1 年以上経過） ③ 本人もしくはその配偶者が 39 歳以下又は 15 歳以下の者を養育 〔奨励金の額〕 ① 転入者住宅取得奨励金 取得等するとき 40 万円 ② 市内業者施工奨励金 市内業者が建築する住宅を取得等するとき、または中古住宅を取得等する場合において市内業者がリフォーム工事を行うとき 10 万円 ③ 区画整理事業保留地取得奨励金 古河駅東部土地区画整理事業地内の保留地を購入し、当該保留地に新築するとき 50 万円
そ の 他	当住宅ローンをご利用の方は、その取扱い期間中、無担保ローンを特別金利でご利用いただけます。 ・ リフォームローン（無担保）…店頭金利から△1.2%割引 ・ 教育ローン…店頭金利から△1.5%割引 ・ マイカーローン…店頭金利から△2.475%割引

### (3) 古河市定住促進支援リフォームローン

既存住宅のリフォーム工事に対応するリフォームローンと、市の助成制度を組み合わせたものです。金利は、店頭金利から全期間△1.2%の金利を適用いたします。

名 称	古河市定住促進支援リフォームローン
借 主 資 格	古河市内に住宅を所有する方がリフォームする場合で、古河市企業誘致等に 伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業の適用が受けられる方
融 資 金 額	最大 1,000 万円
融 資 期 間	最長 15 年
融 資 利 率	店頭金利から全期間△1.2%の金利を適用
担 保	不要
市 の 制 度	古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業 〔対象者〕 ① H27. 1. 1 から H29. 12. 31 までに住宅を新築又は取得 ② H24. 1. 1 以後に転入（再転入は、転出後 1 年以上経過） ③ 本人もしくはその配偶者が 39 歳以下又は 15 歳以下の者を養育 〔奨励金の額〕 ① 転入者住宅取得奨励金 取得等するとき 40 万円 ② 市内業者施工奨励金 市内業者が建築する住宅を取得等するとき、また は中古住宅を取得等する場合において市内業者がリフォーム工事を行うとき 10 万円 ③ 区画整理事業保留地取得奨励金 古河駅東部土地区画整理事業地内の保留 地を購入し、当該保留地に新築するとき 50 万円
そ の 他	当住宅ローンをご利用の方は、その取扱い期間中、無担保ローンを特別金利で ご利用いただけます。 ・ リフォームローン（無担保）…店頭金利から△1.2%割引 ・ 教育ローン…店頭金利から△1.5%割引 ・ マイカーローン…店頭金利から△2.475%割引

#### (4) 古河市定住促進ローン（住み替えプラン）

古河市内に転入する際、転入前の持ち家を活用して資金調達することができるローンです。二重ローン対策としても利用することができ、金利は店頭金利から全期間△1.0%の金利を適用いたします。

名 称	古河市定住促進ローン（住み替えプラン）
借 主 資 格	古河市内に転入する方で、転入前の持ち家（自己所有）について一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」および「家賃定額保証制度」を利用可能な方
融 資 金 額	最大 5,000 万円
融 資 期 間	最長 35 年
融 資 利 率	店頭金利から全期間△1.0%の金利を適用
担 保	賃貸する住宅の賃料債権を譲渡担保として差入れていただきます。 また、火災保険金請求権に質権を設定させていただきます。
市 の 制 度	転入後に市内に住宅を取得する場合、古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業の利用が可能 〔対象者〕 ① H27. 1. 1 から H29. 12. 31 までに住宅を新築又は取得 ② H24. 1. 1 以後に転入（再転入は、転出後 1 年以上経過） ③ 本人もしくはその配偶者が 39 歳以下又は 15 歳以下の者を養育 〔奨励金の額〕 ① 転入者住宅取得奨励金 取得等するとき 40 万円 ② 市内業者施工奨励金 市内業者が建築する住宅を取得等するとき、または中古住宅を取得等する場合において市内業者がリフォーム工事を行うとき 10 万円 ③ 区画整理事業保留地取得奨励金 古河駅東部土地区画整理事業地内の保留地を購入し、当該保留地に新築するとき 50 万円
そ の 他	お使いみちは自由（ただし、事業資金や投機資金にはご利用いただけません）

※各商品とも、お申込みに際しては年齢・収入などの各種条件がございます。また、審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

以上